⑹　Contact point for tender documentation : Research Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure and Transport, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ku, Nagoya-shi, Aichi-ken 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

○第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成22年度駿河海岸一色離岸堤工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　静岡県焼津市一色地先

⑷　工事内容

実施設計　離岸堤　１基（Ｌ＝150m）

実施施工　離岸堤　１基（Ｌ＝150m、製作・据付）

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成25年９月30日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　１式、鋼材　１式

※詳細数量等については実施設計により確定するものとする。

⑺　本工事は、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（高度技術提案型Ⅱ型）の対象工事である。

⑼　本工事は、技術提案に基づいた実施設計及び実施施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。

⑽　本工事は、入札に先立ち、設計・施工提案を行った者に対し、その審査において当該設計・施工提案についての改善を求め、改善の提案を受け付けることができる工事である。

⑾　本工事は、離岸堤の性能を規定した工事である。

⑿　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⒀　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⒁　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後（実施設計完了後）受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/index.htm参照）に基づき行うものとする。総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）

⑸　平成８年度以降に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限る）。）。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成８年度以降元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

・同種工事：海岸・海洋、港湾の構造物（離岸堤、突堤、桟橋）の施工実績

⑹　下記４⑵①㋐に示す評価項目に対し提出された各々の技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案（入札説明書参照）（以下「標準案」という）と同等以上であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

・「建設業法第７条２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国交省告示1424号（平成17年12月16日）参照）

②　平成８年度以降に、上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑻　次に掲げる基準を満たす設計技術者を当該工事（実施設計）に配置できること。

技術士（総合技術監理部門（建設―河川、砂防及び海岸・海洋）、建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））、土木学会が認定した特別上級技術者（流域・都市）、上級技術者（流域・都市、河川・流域及び海岸・海洋）、１級技術者（流域・都市、河川・流域及び海岸・海洋）、ＲＣＣＭ（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

・関連分野の論文により学位を取得した工学博士

・関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者

・関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者

・これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

※ＲＣＣＭと同等の能力を有する技術者とは、ＲＣＣＭ資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置する予定の設計技術者（以下「配置予定設計技術者」という。）の資格として申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

なお、外国資格を有する技術者（我が国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国